いわき市中小企業･小規模企業振興協議会　資料

【報　　告】

１　協議会設置までの経過について

【協　　議】

２　協議会の規約制定について

３　事業計画（案）について

1. 協議会設置までの経過について（振興条例）

＜いわき市中小企業・小規模企業振興条例～平成28年4月施行～＞

本市の産業界の大部分を占める中小企業・小規模企業の振興に向けた基本理念や各機関等の責務・役割を規定

市【責務】
- ○施策の策定と実施
- ○各組織の連携及び協力の促進

中小企業団体【役割】
- ○経営基盤の強化、経営の革新及び人財の育成のための支援

中小企業・小規模企業【努力】
- ○経営基盤の強化、経営革新と就業機会の増大
- ○事業活動を通じた経済活性化、市民生活向上
- ○ワークライフバランス、就労しやすい環境の整備
- ○暮らしやすい地域社会の実現に貢献
- ○勤労及び職業に対する意識啓発への協力

市民【理解及び協力】
- ○中小企業・小規模企業に対する理解
- ○市内で生産される製品及び提供されるサービスの利用

大企業【役割】
- ○中小企業・小規模企業の育成及び支援
- ○市内で生産される製品及び提供されるサービスの利用

金融機関【役割】
- ○経営改善の支援

教育機関【役割】
- ○勤労及び職業に対する意識の啓発
- ○企業が行う新技術及び新商品の開発等への協力

1. 協議会設置までの経過について（振興会議）

理念条例を具体化するため、中小企業等の振興に中心的・専門的な役割を担っている機関・メンバー等を中心に「市中小企業・小規模企業振興会議」を設置

【振興会議の委員】

敬称略・順不同

所属・団体名等		職氏名等		備考
中小企業・小規模企業等	福島県中小企業家同友会いわき地区	副会長	丹野　勇雄	
	いわき経済同友会	幹事	佐久間　一枝	
大企業	いわき商工会議所	市内大手企業 復旧・復興懇談会	佐藤　博史	会長
中小企業団体等		中小企業振興部長 兼中小企業相談所長		
	いわき地区商工会連絡協議会	主任主査	川島　秀一	
	いわき産学官ネットワーク協会	インキュベーション マネージャー	奥瀬　円	
	支援関連等専門家	NPO法人TATAKIAGE Japan 理事長	松本　丈	副会長
		税理士	木幡　仁一	
		社会保険労務士	松本　麻衣子	
		マーケティングアドバイザー	橘　あすか	
金融機関	いわき信用組合	常勤理事 兼地域開発部長	本多　洋八	
行政機関	いわき市	産業振興部長	石曽根　智昭	

※これまで5回の会議を開催したほか、会議前後に委員ヒアリングや委員同士の個別意見交換等を実施

1. 協議会設置までの経過について（振興会議で集約された方向性）

人口減少・少子高齢化といった環境の変化による影響が深刻化

【需要面】マーケットの縮小、売上減少

【供給面】人材不足で商品・サービスの提供が不十分に

事業継続断念・廃業を余儀なくされる状況が進展

いわき商議所の実態調査（H27、約1600社の個別訪問）では、**約35%（560社）が将来的に廃業を予定**と回答。

中小企業等の減少は、**雇用の喪失や地域に根差した生活関連産業の空洞化、これに伴う人口流出など、地域の弱体化に直結**する重要な課題。

中小企業・小規模企業の持続を支援する必要性が極めて高い状況に！

★ 中小企業・小規模企業の生き残りをかけた戦略的な取組みへの支援を実施

★「経営高度化」「人材不足」「販路開拓・拡大」「事業承継」等の共通課題へ対応

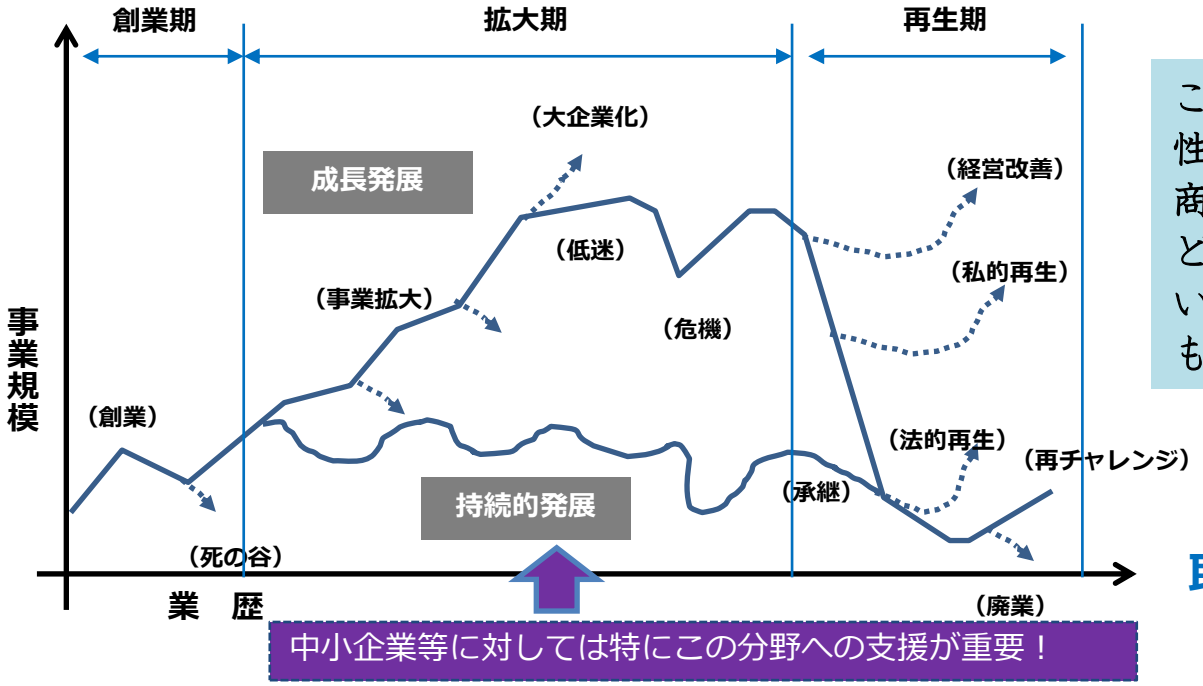

こうした中、支援ニーズの多様性や専門性が高まっているため、商工団体や専門家、金融機関などが独力で中小企業等を支えていくには限界が生じている問題も……

関係機関が連携して取り組むことで意見集約！

1. 協議会設置までの経過について（振興会議で検討された事業）

主要なテーマ	方向性：各機関の取組みの磨き上げ＋連携した仕組みづくりを構築		
人財の確保・育成	①奨学金返還支援 ②表彰認証制度要件化 ③企業活性化ﾌﾟﾛｼﾞｪｸﾄ	⑨研修等ｶﾚﾝﾀﾞｰ化	⑭連携した伴走型支援事業新規構築 （事業イメージ） ◆ 関係機関が一体となった伴走型支援 ◆ 地域の中小企業等を強くし、関係機関における支援ノウハウの共有・蓄積を図る ◆ 活動の財政基盤を官民が負担し合う
経営基盤等強化・事業活動の拡大	④本社機能等誘致 ⑤官公需契約目標設定 ⑥施策ﾊﾟﾝﾌﾚｯﾄ改善 ③企業活性化ﾌﾟﾛｼﾞｪｸﾄ(再)	⑩経済情勢共同把握 ⑪共同商談会開催	
創業及び事業転換等の促進	⑦浜魂拡大充実 ⑧いわき事業承継支援ｾﾝﾀｰ開設	⑫創業支援計画拡充 ⑬創業スクールの開催	

事業者の廃業を食い止める（＝生き残りを支える）２つの柱の事業。

●事業承継対策の意識付け、後継者マッチング（⇒担い手の育成・発掘）

●業態変化・経営革新の取組みを後押し（⇒再生をかけた事業の創出）

※いずれも商工団体・金融機関が中心となって推進

基金事業は⑭の取組み→

1. 協議会設置までの経過について(実施事業イメージ)

中小企業・小規模企業

現状認識

- 意識醸成
  - ・業態変化や経営革新の必要性認識
- 自社の分析（強みや課題等）
- ニーズの把握・分析

計画作成

- 課題解決に向けた事業計画作成
  - ・商品や技術の開発
  - ・新たなシステムの導入
  - ・効果的な販売戦略の立案　等

実施・実践

- 資金調達（助成金・融資の確保等）
- 事業計画の推進
  - ・設備投資、開発
  - ・商談会等への出展等

商工団体や専門家（士業、支援機関等）、金融機関等

商工団体
専門家

- ○事業者ヒアリング
- ○経営課題把握（強み、弱み等）支援
- ○事業計画策定・提出支援　等

意欲ある企業の選定
（審査会等）

- ○経営相談
- ○会社分析（ニーズ把握・分析）支援　等

- ○市場分析支援
- ○技術開発支援
- ○事業化調査支援
- ○販売戦略立案支援　等

- ○資金計画策定支援
- ○助成金等申請支援　等

- ○融資制度活用支援
- ○ネットワーク構築支援
- ○出展・雇用支援　等

商工団体
専門家と
金融機関等
が連携

経営状況や
支援状況の
情報を共有
し磨き上げ

中小企業・小規模企業振興協議会

強い（自立的な）中小企業・小規模企業の早期創出と支援ノウハウの共有

1. 協議会設置までの経過について（事業実施体制）

事業実施体制

商工団体や専門家、金融機関、行政など、「いわき市中小企業・小規模企業振興会議」のメンバーを中心とした「いわき市中小企業・小規模企業振興協議会」を組織し、事業を実施していく。

いわき市中小企業・小規模企業振興協議会【◎会長、○副会長】

○基金の管理組織
○承認機関（幹事会の報告を受け、承認）

- ◎いわき商工会議所
- ○いわき地区商工会連絡協議会
- ひまわり信用金庫
- 福島県中小企業家同友会いわき地区
- いわき信用組合
- いわき経済同友会
- いわき市

各機関等の長で構成する「いわき市中小企業・小規模企業振興協議会」と基金事業の実行組織である「幹事会」の二部構成。

幹事会

○基金事業の実行組織（＝振興会議の構成員）

- いわき商工会議所
- いわき産学官ネットワーク協会
- いわき地区商工会連絡協議会
- 支援関連等専門家
- 福島県中小企業家同友会いわき地区
- 金融機関
- いわき経済同友会
- いわき市

＝

振興会議

市中小企業・小規模企業振興条例に基づき設置

振興会議は、市条例に基づく機関であるため、別途、事業実施主体として幹事会を設置

参考資料：協賛企業一覧（順不同）

	事業所名等
1	あすか製薬株式会社　いわき工場
2	いわき大王製紙株式会社
3	小名浜製錬株式会社　小名浜製錬所
4	株式会社クレハ　いわき事業所
5	クリナップ株式会社
6	堺化学工業株式会社　小名浜事業所
7	常磐共同火力株式会社
8	株式会社タンガロイ
9	日産自動車株式会社　いわき工場
10	日本化成株式会社　小名浜工場

	事業所名等
11	日本製紙株式会社　勿来工場
12	古河電池株式会社　いわき事業所
13	アルパイン株式会社
14	東洋システム株式会社
15	いわき商工会議所
16	ひまわり信用金庫
17	いわき信用組合
18	いわき市

合　計	**約2,000万円**

2. 協議会の規約制定について

（名称）
第１条　本会は、いわき市中小企業・小規模企業振興協議会（以下「協議会」という。）と称する。
（目的）
第２条　協議会は、中小企業・小規模企業振興基金を原資に、中小企業・小規模企業（以下「中小企業等」という。）の生き残りをかけた戦略的な取組みに対し、各機関が連携し、それぞれの強みを発揮しながら、一気通貫で伴走型支援を行うことを目的とする。
（事業）
第３条　協議会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。
(1) 中小企業等の伴走型支援に関すること
(2) 中小企業・小規模企業振興基金の管理に関すること
(3) 前号に掲げるもののほか、協議会の目的を達成するために必要な事項に関すること。
（組織）
第４条　協議会は、いわき商工会議所、いわき地区商工会連絡協議会、福島県中小企業家同友会いわき地区、いわき経済同友会、ひまわり信用金庫、いわき信用組合及びいわき市からそれぞれ選任されたものをもって組織する。
２　協議会に次の役員を置く。
(1) 会長　　１人
(2) 副会長　　１人
(3) 監事　　２人
３　会長には、いわき商工会議所会頭をもって充て、副会長は、いわき地区商工会連絡協議会会長を充て、監事は委員の互選により定める。
（役員の職務）
第５条　会長は、協議会を統括する。
２　副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。
３　監事は、協議会の会計を監査する。
（会議）
第６条　協議会の会議は、会長が招集し、会議の議長となる。
（委員の任期）
第７条　委員及び役員の任期は、協議会解散の日までとする。ただし、任期中に異動等が生じた場合は、前任者の残余期間を後任者の任期とする。
（幹事会）
第８条　協議会の円滑な運営を図るため、協議会に幹事会を置く。
２　幹事会は、会長が委嘱した者をもって構成する。
３　幹事会に、幹事長及び副幹事長を置き、会長がこれを選任する。
４　幹事会は、必要に応じて幹事長が招集し、幹事長が議長となる。
　　幹事長に事故あるとき又は欠けたときは、副幹事長がその職務を代理する。
５　幹事会は、第３条の事業の執行に必要な事項を協議し処理する。

2. 協議会の規約制定について

（事務局）
第９条　協議会の事務を処理するため、事務局を置く。
２　事務局は、いわき市に置く。
３　事務局職員には、関係機関等に所属する職員をもって充てる。
４　事務局に関し必要な事項は、会長が別に定める。
（委任）
第10条　この規約に定めるもののほか、協議会に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附　則
この規約は、平成29年7月　日から実施する。

いわき市中小企業・小規模企業振興協議会

団体等	氏名等
いわき商工会議所	会　頭　　小野　栄重
いわき地区商工会連絡協議会	会　長　　佐藤　一美
福島県中小企業家同友会いわき地区	会　長　　渡辺　啓治
いわき経済同友会	代表幹事　安島　浩
ひまわり信用金庫	理事長　　台　正昭
いわき信用組合	理事長　　江尻　次郎
いわき市	部　長　　石曽根　智昭

幹事会

団体等	氏名等
いわき商工会議所	佐藤　博史
いわき地区商工会連絡協議会	川島　秀一
福島県中小企業家同友会いわき地区	丹野　勇雄
いわき経済同友会	佐久間　一枝
ひまわり信用金庫	坂本　新輔
いわき信用組合	本多　洋八
いわき産学官ネットワーク協会	奥瀬　円
支援関連等専門家	松本　丈
	木幡　仁一
	松本　麻衣子
	橘　あすか
いわき市	石曽根　智昭

3. 事業計画(案)について

	項目	内容
Ⅰ	制度名	いわき市中小企業・小規模企業経営発達補助金
Ⅱ	支援対象	経営のさらなる成長を目指し、経営戦略の構築等イノベーションに意欲的に取り組もうとする市内の中小企業・小規模企業で、審査会等で選考された企業。
Ⅲ	対象事業	中小企業・小規模企業の共通課題である「経営の高度化」「人手不足」「販路開拓・拡大」「事業承継」のいずれかの解決を通して、新たな経営基盤の構築（企業イノベーション）につながる取組み。
Ⅳ	支援内容	商工団体や専門家と金融機関が連携し、対象となる事業の推進に対する伴走型支援を行うとともに、取組みに必要な経費の一部を補助（補助率3分の2以内、上限50万円程度）。 なお、採択後は対象事業者の経営状況を把握し、伴走型支援として商工団体や専門家、金融機関で様々な経営資源を投入し、強い（自立的な）企業の創出の実現を図る。
Ⅴ	事業実施体制	商工団体や専門家、金融機関、行政などによって、「いわき市中小企業・小規模企業振興協議会」を組織し、実施する。
Ⅵ	その他	応募にあたっては商工団体等の推薦が必要。

3. 事業計画(案)について

公募スケジュールなど

時　期	内　　容
○７月７日	いわき商工会議所50周年記念式典 ⇒「いわき市中小企業・小規模企業振興基金」創設を公表
○７月19日	**協議会の発足** **（⇒順次、協議会の口座開設、協賛企業へ協賛金振込を依頼）**
○８月21日～	補助金の公募開始
○９月29日	補助金の公募締切
○10月上旬頃	補助金の審査会開催
○10月下旬頃	**補助金採択者が事業開始**